

共同募金配分金事業
令和5年度集いの場・居場所づくり応援助成事業実施要綱

1. 主 旨

「宍粟市社協第4次地域福祉推進計画（支え合いふくしプラン）」の重点活動目標のひとつである『地域のだれもが安心できる居場所をつくろう』の取り組みを推進するため、共同募金配分金を活用し助成を行います。

2. 助成対象となる団体

(1)この助成事業の対象は、新たに集いの場や居場所づくりに取り組む団体、グループで、次の①～④全ての要件を満たすことを条件とします。

- ①営利を目的としない団体であること
- ②構成人数が5名以上あること
- ③自主的で継続的な活動ができること
- ④地域や自治会の枠にとらわれない活動であること

(2)ただし、次にあげる項目に該当する団体は、助成対象外とします。

- ①宗教活動や政治活動を行うことを目的とした団体
- ②本年度中に同じ目的で他の助成制度による支援を受けた団体
- ③過去にこの助成金の交付を受けた団体

3. 助成対象となる事業内容

次の①～④に該当する事業に助成します。

- ①居場所となる建物の修理や模様替えをするための経費
(修理を行うための材料費、カーテンや照明器具等の購入費など)
- ②居場所づくりに必要な機材や備品の購入経費
- ③居場所を設置したことをPRするための経費
(パンフレットやチラシ、看板等の作成費など)
- ④上記のほか、本会会長が必要と認めた内容

4. 助成金額

- (1)今年度の助成総額（助成枠）は40万円とし、1団体5万円を上限とします。
ただし、助成金額は事業にかかる経費（総事業費）の4/5以内であることとし、千円未満は切り捨てとします。
- (2)申請の内容により、助成を見送る場合や減額をする場合があります。
- (3)助成総額が40万円に達した時点で、今年度の募集は終了します。

5. 申請期間 令和6年1月31日（水）まで （随時受付）

6. 申請方法

別紙申請書に必要事項を記入し、本会本部・各支部窓口にご持参ください。

※郵送、メールによる応募は受付できません。

※申請書の様式は、本会ホームページからダウンロードすることができます。

7. 添付書類

- ①振込先預金口座通帳のコピー
- ②（1万円以上の備品を購入する場合）見積書およびパンフレット・カタログのコピー

8. 助成の決定

- (1)審査により、助成の可否および助成額を決定します。
- (2)申請いただいた団体には、助成決定書をお送りし、審査の結果をお知らせします。

9. 助成金の交付

申請いただいた翌月の25日に、ご指定の口座への振り込みにより行います。
※25日が土日、祝日にあたる場合は、次の金融機関営業日の振り込みとなります。

10. 実施報告書の提出

- (1)事業終了後には、報告書を提出していただきます。
- (2)報告書は、事業終了後30日以内に本会本部・各支部窓口にご持参ください。
ただし報告書の最終締め切りは、令和6年4月19日（金）とします。
※メールや郵送による提出はできません。
※報告書の様式は本会ホームページからダウンロードすることもできます。

11. 報告書の添付書類

- ①事業の様子がわかる写真2点
- ②（1万円以上の備品購入した場合）領収書のコピー
- ③共同募金配分金を活用した事業であることをPRしたことがわかる資料

12. 助成金の返還

次の事項に該当する場合は、助成決定を取り消し、助成金の全額または一部を返還していただきます。

- ①助成金を申請事業に使用しなかった場合
- ②申請事業を中止した場合
- ③助成金に余剰金が生じた場合

●申込み・お問合せ

社会福祉法人穴栗市社会福祉協議会



穴栗市一宮町閨賀300

本部・一宮支部	電話72-8787	FAX72-8788
山崎支部	電話62-5530	FAX62-1083
波賀支部	電話75-3631	FAX75-3650
千種支部	電話76-3390	FAX76-3649